

平成27年第3回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	石川県税条例等の一部を改正する条例について……………	1
議案第 2 号	半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例について……………	9
議案第 3 号	中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例について……………	13
議案第 4 号	財産の取得について（環境放射線監視ネットワークシステムの一部更新）……………	15
議案第 5 号	損害賠償額の決定について……………	17
議案第 6 号	損害賠償額の決定について……………	19
報告第 1 号	平成26年度石川県一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告について……………	21
報告第 2 号	石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について……………	27
報告第 3 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	33
報告第 4 号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について……………	35
報告第 5 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	37
報告第 6 号	県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分の報告について……………	39
報告第 7 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	41
報告第 8 号	損害賠償額決定の専決処分の報告について……………	43
報告第 9 号	平成26年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	45
報告第10号	平成26年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について……………	59
報告第11号	平成26年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	61
報告第12号	平成26年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	63
報告第13号	平成26年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について……………	65
報告第14号	平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について……………	67

議案第一号

石川県税条例等の一部を改正する条例について

石川県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例等の一部を改正する条例

(石川県税条例の一部改正)

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第五十四条の十二第二項中「あつては」を「おいて」に改め、「取り扱う者」の下に「があるときは、その者」を加える。

第五十八条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の一・六」を「百分の〇・九」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の三・一」を「百分の一・九」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の三・一」を「百分の一・九」に改める。

第六十三条の二中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」に改める。

第六十六条中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項まで」に改める。

第六十七条の二第二項中「行つた」の下に「課税資産の譲渡等(一)を、「譲渡等」の下に「のうち、特定資産の譲渡等(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。)」を加え、「同法第九条第一項本文」を「消費税法第九条第一項本文」に改め、「規定する課税貨物」の下に「(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。)」を加え、「同項第二号」を「消費税法第二条第一項第二号」に改める。

附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項中「第三十七条の十四の三第二項」を「第三十七條の十四の四第一項」に改める。

附則第十一条の二から第十一条の五までを削る。

附則第十六条から第十八条までを次のように改める。

(狩猟税の課税免除)

第十六条 知事は、県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われた場合においては、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 知事は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

(狩猟税の税率の特例)

第十七条 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項

において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合にあつては、この限りでない。

- 2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、県の区域において、従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。)として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け、」とあるのは、「受けた同条第八項(鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する者(鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。)の従事者(鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。)として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

第十八条 削除

(石川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年石川県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中石川県税条例第六十七条の二第一項の改正規定(譲渡割に関する部分に限る。)及び附則第六項の規定 平成二十七年十月一日
- 二 第一条中石川県税条例第四十条第二項及び第五十四条の十二第二項の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十八年一月一日
- 三 第一条中石川県税条例第五十八条の改正規定及び同条例附則第十一条の二から第十一条の五までを削る改正規定並びに附則第五項及び第七項から第十九項までの規定 平成二十八年四月一日
- 四 第一条中石川県税条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十九年一月一日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例(以下「新条例」という。)第四十条第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第五十四条の十二第二項の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支

払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第九条の二第二項及び第九条の二の二第二項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 5 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の石川県税条例(以下「二十八年新条例」という。)第五十八条の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 新条例第六十七条の二第一項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に事業者(個人事業者(事業を行う個人をいう。)及び法人をいう。以下この項において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。)第四条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。)以外のものをいう。)及び特定課税仕入れ(新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。)に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等(消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。)に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(原たばこ税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、平成二十八年四月一日前に課した、又は課すべきであった附則第一項第三号に掲げる規定による改正前の石川県税条例(以下「二十八年旧条例」という。)附則第十一条の五に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下「紙巻たばこ三級品」という。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 次の各号に掲げる期間内に、二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る原たばこ税の税率は、二十八年新条例第八十四条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
- 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
- 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円

- 9 平成二十八年四月一日前に二十八年旧条例第八十一条第二項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(二十八年旧条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定す

る売渡しを除く。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(二十八年新条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

10 前項に規定する者は、当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所又は当該紙巻たばこ三級品を直接管理する小売販売業者の営業所ごとに、規則で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
- 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- 三 その他参考となるべき事項

11 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

12 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八年新条例の規定中県たばこ税に関する部分(二十八年新条例第八十二条から第八十五条まで、第八十六条の二、第八十六条の五及び第八十六条の六の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十六条の三第一項	前条第一項から第三項までの規定によつて申告書	石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第 号。以下この条において「平成二十七年改正条例」という。)附則第十項の規定によつて申告書
	前条第一項から第三項までの規定によつて申告納付する	平成二十七年改正条例附則第十項及び第十一項の規定によつて申告納付する
第八十六条の三第二項	前条第一項から第三項まで	平成二十七年改正条例附則第十項

13 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、二十八年新条例第八十六条の

五の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新条例第八十六条の二各項の規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）附則第五条第四項に規定するところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

14 平成二十九年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新条例第八十五条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

15 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十四項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
附則第十二項の表 以外の部分	附則第九項	附則第十四項
	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十五項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十四項

16 平成三十年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡

したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

- 17 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十六項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
附則第十二項の表 以外の部分	附則第九項	附則第十六項
	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十七項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十六項

- 18 平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第八十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

- 19 附則第十項から第十三項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第十項	前項	附則第十八項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
附則第十一項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
附則第十二項の表 以外の部分	附則第九項	附則第十八項
	同項から前項まで	同項並びに附則第十項及び前項
附則第十二項の表	附則第十項	附則第十九項において準用する附則第十項
附則第十三項	附則第九項	附則第十八項

(狩猟税に関する経過措置)

- 20 新条例附則第十六条第一項の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- 21 新条例附則第十六条第二項の規定は、平成二十七年五月二十九日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 22 新条例附則第十七条の規定は、平成二十七年四月一日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- 23 平成二十七年四月一日から同年五月二十八日までにおける新条例附則第十六条第一項及び第十七条の規定の適用については、新条例附則第十六条第一項中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新条例附則第十七条第一項中「鳥獣保護管理法第五十六条」とあるのは「鳥獣保護法第五十六条」と、「鳥獣保護管理法第九条第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「鳥獣保護管理法第二条第九項」とあるのは「鳥獣保護法第二条第五項」と、同条第二項中「鳥獣保護管理法第九条第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項に規定する従事者証」と、「同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」とあるのは「鳥獣保護法第九条第八項（鳥獣被害防止特措法」と、「者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）」とあるのは「者」とする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、法人事業税の税率の改正及び地方消費税率引上げの施行日の変更並びに狩猟税の軽減措置の拡充等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二号

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部
を改正する条例について

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第一条 半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例(昭和六十一年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「として指定された区域内において製造の事業又は旅館業(下宿営業を除く。)」を「(第四号及び次条において「半島振興対策実施地域」という。)に係る同法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画(以下この条及び次条において「認定産業振興促進計画」という。)に記載された同法第九条の二第二項第一号に掲げる計画区域(次条第二号において「計画区域」という。)内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業」に改め、「供する」の下に「施設又は」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 製造の事業
- 二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成七年自治省令第十六号。次号において「省令」という。)第三条に規定するものを行う業種をいう。)に属する事業
- 三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の省令第四条に規定する事業
- 四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業
- 五 旅館業(下宿営業を除く。)

第二条中「設備（前条に掲げる事業の用に供するものに限る。）」を「前条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備」に、「五百万円（資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める取得価額」に、「昭和六十一年六月二十七日から平成二十七年三月三十一日までの間」を「認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地域に該当しないこととなつた地域については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）」に、「当該設備」を「当該特別償却設備」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 前条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（資本金の額又は出資金の額（以下「資本金の額等」という。）が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの
- 二 前条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの

（過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

- 一 過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成十二年石川県条例第三十六号）第二条第一項
- 二 原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例（平成十五年石川県条例第十一号）第二条

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例並びに第二条の規定による改正後の過疎地域自立促進のための県税の課税の特例に関する条例第二条第一項及び原子力発電施設等立地地域における県税の課税の特例に関する条例第二条の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 2 第一条の規定による改正後の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日以後に同条例第二条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設

する者について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の半島振興対策実施地域における県税の課税の特例に関する条例第一条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

提案理由

半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長及び対象事業の追加を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三号

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例について

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成二十七年六月九日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例を廃止する条例

中心市街地における県税の課税の特例に関する条例（平成十九年石川県条例第十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

中心市街地における県税の不均一課税の適用期限が経過したことに伴い、課税の特例措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

財産の取得について

志賀原子力発電所周辺の環境放射線監視のため、次の財産を取得する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 財産の種類及び数量
環境放射線監視ネットワークシステムの一部更新 一式
- 2 取得金額 166,320,000円
- 3 取得の相手方
東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社 日立製作所
代表執行役社長 東 原 敏 昭
上記代理人 金沢市広岡三丁目1番1号

株式会社 日立製作所金沢支店

支店長 山 田 隆 士


議案第5号

損害賠償額の決定について

石川県立中央病院で発生した医療事故に係る損害賠償額等は、次のとおりとする。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 相手方 
- 2 賠償額 9,785,461円
- 3 賠償責任発生の事実等

石川県立中央病院に入院していた患者に、平成24年3月15日の手術後、神経根断裂及び硬膜損傷による後遺症が残った医療事故について、本件後遺症と相当因果関係のある治療に要した診療費の個人負担分を請求しないこととし、損害賠償金を支払うもの

議案第6号

損害賠償額の決定について

平成26年12月12日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

2 賠償額 122,175円

3 賠償責任発生の事実

平成26年12月12日午前1時25分頃、主要地方道宇出津町野線中、鳳珠郡能登町宇出津山分地内において、道路上の落石に[REDACTED]運転の小型乗用自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第1号

平成26年度石川県一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第24号

平成26年度石川県一般会計補正予算（第8号）

平成26年度の石川県一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 平成26年度石川県一般会計歳入補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成27年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

第1表 平成26年度石川県一般会計歳入補正予算

△印 減

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計
1 県	税		127,246,940	1,063,918	128,310,858
	1 県	民 税	48,300,300	348,000	48,648,300
	2 事	業 税	26,060,000	370,000	26,430,000
	3 地	方 消 費 税	18,666,240	107,918	18,774,158
	4 不 動 産 取 得 税		2,910,000	100,000	3,010,000
	5 県 た ば こ 税		1,408,000	10,000	1,418,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		537,000	13,000	550,000
	7 自 動 車 取 得 税		836,000	50,000	886,000
	8 軽 油 引 取 税		10,246,000	50,000	10,296,000
	9 自 動 車 税		17,501,000	15,000	17,516,000
3 地	方 譲 与 税		24,061,000	22,901	24,083,901
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税		2,065,000	11,512	2,076,512

	3 石油ガス譲与税	130,000	5,377	135,377
	4 航空機燃料譲与税	5,000	6,012	11,012
5 地方交付税		131,415,191	1,132,597	132,547,788
	1 地方交付税	131,415,191	1,132,597	132,547,788
6 交通安全対策特別交付金		340,000△	5,459	334,541
	1 交通安全対策特別交付金	340,000△	5,459	334,541
11 寄附金		70,341	1,790	72,131
	1 寄附金	70,341	1,790	72,131
12 繰入金		19,679,711△	1,799,863	17,879,848
	2 基金繰入金	19,415,041△	1,799,863	17,615,178
14 諸収入		55,021,449△	415,884	54,605,565
	1 延滞金、加算金及び過料等	266,379△	51,061	215,318
	5 収益事業収入	3,800,000△	404,115	3,395,885
	6 雑収入	10,105,621	39,292	10,144,913
15 県債		73,680,000	—	73,680,000

報告第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

報告第一号 平成二十六年石川県一般会計補正予算(第八号)の専決処分の報告について

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県	73,680,000	—	73,680,000
歳	入	529,426,731	—	529,426,731
	計			

第2表 地方債補正

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	起債の方法	限度額	利率	起債の方法	償還の方法
農業農村整備事業費	1,157,000	普通貸借又は証券発行	1,066,000	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直しを行った後、当該利率)	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還することができる。	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還することができる。	1,066,000	普通貸借又は証券発行	1,066,000	8.5%以内(ただし、利率見直しの式でついで、率の見直しを行った後、当該利率)	普通貸借又は証券発行	借入先の融通条件により、据置期間を短縮し、償還又は繰上償還することができる。
林道	124,000		122,000						122,000			
治山	560,000		557,000						557,000			
国直轄治山事業費負担金	56,000		55,000						55,000			
漁港建設	191,000		190,000						190,000			
道路建設	6,733,000		6,756,000						6,756,000			
国直轄道路事業費負担金	4,128,000		4,237,000						4,237,000			
河川改良	2,094,000		2,093,000						2,093,000			
国直轄河川事業費負担金	1,008,000		1,007,000						1,007,000			
砂防地すべり対策費	1,606,000		1,601,000						1,601,000			
港湾改良	263,000		261,000						261,000			
国直轄港湾事業費負担金	735,000		734,000						734,000			
街路事業費	677,000		678,000						678,000			

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	限度額 千円	起債の方法	利率
公園整備費	381,000			379,000		
道路整備費	649,000			646,000		
砂防地すべり防止施設整備費	206,000			204,000		
港湾管理費	42,000			29,000		
都市計画整備費	86,000			89,000		
国直轄災害復旧費負担金	54,000			52,000		
土木施設災害復旧費	359,000			357,000		
交通対策費	8,470,000			8,467,000		
青少年対策費	74,000			73,000		
計	73,680,000			73,680,000		

報告第2号

石川県税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第二十三号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十七年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「除く。」の下に「第三項において同じ。」を加え、同項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハの表中「百分の二・二」を「百分の一・六」に、「百分の三・二」を「百分の二・三」に、「百分の四・三」を「百分の三・一」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・四八」を「百分の〇・七二」に改め、同号ロ中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同号ハ中「百分の四・三」を「百分の三・一」に改める。

第七十七条中「又は第二項第一号」を「若しくは第二項第一号」に改める。

附則第十一条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「第七条の規定による登録」を「第七条第一項に規定する新規登録」に、「第五十九条の規定による検査（）」を「第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する）」に、「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が一・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が一・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないこと。

- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率（法附則第十二条の二の二第二項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同条第二項中「附則第十二条の二の五第四項から第七項まで」を「附則第十二条の二の五第六項から第十一項まで」に、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ハ(3)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
 (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号ハ(3)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分

の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二に次の一項を加える。

4 ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（前三項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十九年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十二条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十二条又は前条に定める率に百分の八十を乗じて得た率とする。

一 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

二 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

三 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の四第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項の表中第二号及び第三号を削り、同表第四号中「の使用する通信」を「が通信」に改め、「受けている」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加え、「自動車で」を「自動車のうち」に、「機械で省令附則第四条の七第二項」を「ものとして令附則第十条の二の二第二項」に改め、同表同号を第二号とし、第五号を削り、第六号を第三号とし、同表第七号中「附則第四条の七第三項」を「附則第四条の七第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同表中同号を第四号とし、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号から第十二号までを四号ずつ繰り上げ、同表第十三号中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同号を同表第九号とし、同表第十四号中「附則第四条の七第五項」を「附則第四条の七第四項」に改め、同表中同号を第十号とし、第十五号から第十八号までを四号ずつ繰り上げ、同表第十九号中「附則第四条の七第六項」を「附則第四条の七第五項」に、「附則第四条の七第七項」を「附則第四条の七第六項」に改め、同表中同号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、同表第二十一号中「附則第四条の七第八項」を「附則第四条の七第七項」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第二十二号中「附則第四条の七第九項」を「附則第四条の七第八項」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第二十三号中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」に、「附則第四条の七第十項」を「附則第四条の七第九項」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「又はたい肥」を「又は堆肥」に改め、同表中同号を第十九号とし、第二十四号を第二十号とし、同条

第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第七号」を「第四号」に改め、同条に次の二項を加える。

- 4 第一項の表第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一項で定めるものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第三百十一条の十三第一項の規定の適用については、同項中「省令第八条の三十九第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「省令第八条の三十九第一項各号（省令附則第四条の七第十二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事項」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

- 2 改正後の第五十八条第一項及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 3 改正後の附則第十二条の二の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 4 改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の附則第十二条の四第四項及び第五項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用する。

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第25号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

平成27年第1回石川県議会定例会において議決された議決第52号「請負契約の締結について」（いしかわ動物園トキふれあいセンター（仮称）建設工事（建築）のうち、その一部を次のように変更する。

平成27年3月31日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「723,600,000円」を「727,488,000円」に改める。

報告第6号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起の専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第5号

県営住宅の明渡し等請求事件に係る訴えの提起について

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条第1項の規定による訴えを次のとおり提起するものとする。

平成27年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件の内容

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
■■■■ ■■■■ ■■■■	石川県県営住宅条例（昭和34年石川県条例第45号）第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの	金沢地方裁判所
■■■■ ■■■■ ■■■■	石川県県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの	金沢地方裁判所

訴えの相手方	訴えの内容	訴えを提起する裁判所
<p>■■■■■ ■■■■■ ■■■■■</p>	<p>石川県県営住宅条例第42条第1項第2号の規定に該当する■■■■■に対し、同項の規定による県営住宅の明渡し並びに未納の家賃及び同条第4項の規定による金銭の支払を請求するもの</p>	<p>金沢地方裁判所</p>

2 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

報告第8号

損害賠償額決定の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第3号

損害賠償額の決定について

平成27年2月5日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成27年5月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方

2 賠償額 37,616円

3 賠償責任発生の事実

平成27年2月5日午前11時10分頃、小松市園町ハ23番地1駐車場において、警察本部組織犯罪対策課巡査長堀恵介の運転する小型乗用自動車は、
車中の[黒] 所有の軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

報告第9号

平成26年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、平成26年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の収入財源内訳			一般財源
						未 収 入 財 源	内 財 源		
							国 支 出 金	地 方 債	
2	総務費		1,634,095,000	1,634,095,000		421,000,000	1,155,000,000	1,155,000,000	58,095,000
	1	総務管理費	1,213,095,000	1,213,095,000				1,155,000,000	58,095,000
		石川県公立大学 法人整備費	58,095,000	58,095,000					58,095,000
		消費喚起・生活支援 事業費	1,155,000,000	1,155,000,000				1,155,000,000	
	5	防災救助費	421,000,000	421,000,000		421,000,000			
		原子力防災対策費	421,000,000	421,000,000		421,000,000			
3	企画民 文化費		633,409,000	497,658,205		25,529,000	356,000,000	92,974,761	23,154,444

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源				一般財源
					既 定 財 源	未 収 入	内 財 源		
							国 支 出 金	特 定 地 方 債	
1 企画振興費			589,201,000	457,950,365	25,529,000	356,000,000	60,474,761	15,946,604	
		地方創生事業費	20,000,000	20,000,000			20,000,000		
		大学コンソーシアム 石川事業費	5,100,000	5,100,000			5,100,000		
		いしかわ移住・交流 居住促進事業費	23,534,000	23,534,000			23,534,000		
		情報・通信基盤 整備費	30,634,000	30,634,000	25,529,000			5,105,000	
		北陸新幹線建設費	509,933,000	378,682,365		356,000,000	11,840,761	10,841,604	
			44,208,000	39,707,840			32,500,000	7,207,840	
		文化財保存修復 工房整備費	11,708,000	7,207,840				7,207,840	
		いしかわデ クアカミュ ニョー開催費	1,500,000	1,500,000			1,500,000		
		地方創生事業費	31,000,000	31,000,000			31,000,000		
4 健康福祉費			724,228,000	717,533,800	12,007,000	108,000,000	111,436,000	11,665,800	
	1 高齢 福祉 若 者 費		165,676,000	162,363,000		90,000,000		4,060,000	
		介護サ ービス 基盤整 備事業 費	96,570,000	94,060,000		90,000,000		4,060,000	
		介護基盤施設等緊急 整備臨時特例事業費	69,106,000	68,303,000			68,303,000		

2	子育て福祉費	ワークライフバランス推進事業費	457,970,000	457,969,800	404,490,000	18,000,000	34,700,000	779,800	
		保育環境整備事業費	404,490,000	404,490,000					
		子育て家庭支援費	10,000,000	10,000,000			10,000,000		
		地方創生事業費	19,000,000	19,000,000			19,000,000		
		青少年総合研修センター管理運営費	18,780,000	18,779,800		18,000,000		779,800	
		障害福祉費	23,846,000	20,465,000	1,632,000	12,007,000		6,826,000	
		社会福祉施設耐震改修等促進費	2,457,000	2,449,000	1,632,000			817,000	
		障害者支援施設等整備	21,389,000	18,016,000		12,007,000		6,009,000	
		4	地域福祉費	76,736,000	76,736,000			76,736,000	
				5,000,000	5,000,000			5,000,000	
5	環境費	社会福祉従事職員確保対策費	71,736,000	71,736,000			71,736,000		
			57,898,000	56,057,840	9,546,000	3,697,000		42,814,840	
			57,898,000	56,057,840	9,546,000	3,697,000		42,814,840	
		550,000	550,000			550,000	550,000		

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源				一般財源	
					既 特 定 財 源	未 収 入 金	定 財 源			
							地方債	その他		
		下水道対策促進費	7,394,000	7,394,000		3,697,000			3,697,000	
		自然公園施設費	49,954,000	48,113,840						38,567,840
6	商工労働費		332,833,000	332,833,000				332,833,000		
	1	商工費	166,720,000	166,720,000				166,720,000		
		地方創生事業費	145,220,000	145,220,000				145,220,000		
		伝統産業振興対策費	12,500,000	12,500,000				12,500,000		
		ニッチトップ企業等 育成事業費	3,000,000	3,000,000				3,000,000		
		受注販路開拓事業費	6,000,000	6,000,000				6,000,000		
	2	労働費	166,113,000	166,113,000				166,113,000		
		若年者就業支援費	5,200,000	5,200,000				5,200,000		
		地方創生事業費	160,913,000	160,913,000				160,913,000		
7	観光費		216,197,000	216,197,000				216,197,000		
	1	観光戦略 推進費	216,197,000	216,197,000				216,197,000		
		観光企画推進費	10,000,000	10,000,000				10,000,000		

	誘客キャンペーン推進費	28,000,000	28,000,000				28,000,000	
	観光イベント推進費	25,000,000	25,000,000				25,000,000	
	コンベンション推進費	3,000,000	3,000,000				3,000,000	
	観光地活性化推進費	10,000,000	10,000,000				10,000,000	
	地方創生事業費	79,000,000	79,000,000				79,000,000	
	首都圏戦略推進費	15,397,000	15,397,000				15,397,000	
	海外誘客情報発信費	45,800,000	45,800,000				45,800,000	
8	農水産業費	5,962,394,000	5,528,303,557	331,451,005	3,837,896,598	743,000,000	300,738,360	315,217,594
	1 農業費	259,590,000	250,633,000		98,630,000		130,100,000	21,903,000
	鳥獣害防止対策費	45,000,000	44,700,000		22,797,000			21,903,000
	経営体育成支援費	84,490,000	75,833,000		75,833,000			
	地方創生事業費	130,100,000	130,100,000				130,100,000	
	2 畜産業費	163,071,000	70,152,000		70,152,000			
	家畜生産対策事業費	163,071,000	70,152,000		70,152,000			
	3 農地費	1,718,930,000	1,717,605,439	105,392,040	1,070,520,598	398,000,000	89,638,200	54,054,601

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入	内 財 源			一 般 財 源
							国 支 出 金	地 方 債		
		県営ほ場整備事業費	195,027,000	195,018,560		107,258,200	51,000,000	29,252,400	7,507,960	
		県営土地改良 総合事業費	102,169,000	102,167,480		56,191,850	22,000,000	20,433,400	3,542,230	
		広域営農団地 農道整備事業費	682,340,000	681,038,000	100,250,700	344,194,070	212,000,000		24,593,230	
		農村総合整備事業費	3,315,000	3,315,000		2,550,000			765,000	
		棚田保全整備事業費	21,701,000	21,700,500		15,913,700			5,786,800	
		県営かんがい 排水事業費	14,695,000	14,691,639		7,987,500	3,000,000	2,708,800	995,339	
		基幹水利施設予防 保全対策事業費	13,188,000	13,186,800	2,205,600	7,143,900	2,000,000	539,250	1,298,050	
		県営中山間地域 総合整備事業費	3,854,000	3,853,600		2,119,150	1,000,000	577,950	156,500	
		国営造成揚水施設等 管理事業費	10,507,000	10,505,000	630,300	3,949,278			5,925,422	
		再生可能エネルギー 導入促進費	346,830,000	346,829,500		346,829,500				
		老朽たため池 整備事業費	182,704,000	182,700,240	2,305,440	100,484,450	52,000,000	26,926,400	983,950	
		地すべり対策事業費	50,600,000	50,599,120		25,299,000	23,000,000		2,300,120	
		農業用施設石綿対策 特別事業費	92,000,000	92,000,000		50,600,000	32,000,000	9,200,000	200,000	
	4 林業費		3,289,277,000	3,029,666,918	223,307,065	2,215,361,000	281,000,000	75,000,160	234,998,693	

	造林事業費	621,668,000	553,782,070		329,270,720	58,000,000		166,511,350
	いしかわ森林環境基金事業費	513,785,000	353,711,345	206,307,065	147,404,280			
	森林整備・林業活性化事業費	1,460,587,000	1,460,587,000	17,000,000	1,443,587,000			
	地方創生事業費	44,800,000	44,800,000			44,800,000		
	全国植樹祭推進事業費	63,420,000	42,559,640					42,559,640
	林道開設事業費	35,165,000	35,165,000		24,904,000			10,261,000
	県営林道開設事業費	209,287,000	202,734,400		103,685,000	63,000,000	30,200,160	5,849,240
	過疎地域代行林道開設事業費	38,057,000	36,421,000		18,757,000	16,000,000		1,664,000
	山地治山事業費	260,041,000	257,440,423		126,519,000	124,000,000		6,921,423
	防災林整備事業費	2,910,000	2,909,400		1,455,000	1,000,000		454,400
	水源地域整備事業費	39,557,000	39,556,640		19,779,000	19,000,000		777,640
5	水産業費	531,526,000	460,246,200	2,751,900	383,233,000	64,000,000	6,000,000	4,261,300
	人工礁事業費	61,000,000	60,184,000		30,092,000	30,000,000		92,000
	漁業経営改善費	255,000,000	255,000,000		255,000,000			
	地方創生事業費	6,000,000	6,000,000				6,000,000	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源の内訳			一般財源
						未 収入 国 支 出 金	収入 特定 財源		
							地方債	その他	
		漁港修築費	179,220,000	117,716,200		85,968,000	29,000,000		2,748,200
		漁港改修費	26,846,000	18,346,000	2,751,900		5,000,000		1,421,100
		市町漁港整備費	3,460,000	3,000,000		3,000,000			
9 土木費	2 道橋りょう費		19,997,154,000	16,210,630,871	942,022,228	3,707,434,692	5,889,000,000	2,139,976,752	3,532,197,199
			10,761,914,000	9,846,921,552	827,652,163	1,979,090,621	3,287,000,000	1,965,437,500	1,787,741,268
			1,091,000,000	1,029,736,000		272,114,860	450,000,000		307,621,140
			3,724,500,000	3,585,398,000		922,347,548	1,603,000,000		1,060,050,452
			388,700,000	347,574,110		202,163,031	138,000,000		7,411,079
			1,036,020,000	1,017,404,615		272,172,497	465,000,000		280,232,118
			94,200,000	77,474,838		46,484,904	28,000,000		2,989,934
			7,500,000	7,260,400		4,356,240	2,000,000		904,160
			408,394,000	320,747,194		162,797,031	144,000,000		13,950,163
			85,000,000	71,762,540		44,349,250	25,000,000		2,413,290
	133,000,000	103,726,600		52,305,260	47,000,000		4,421,340		

	いしかわ広域交通幹線道路整備事業	711,000,000	617,264,000	616,868,781					395,219
	観光石川周遊回廊整備事業	6,000,000	2,000,000	168,974			1,000,000		831,026
	安全・安心道路整備事業	40,500,000	40,000,000	3,915,695			32,000,000		4,084,305
	県単道路改良費	387,500,000	342,644,000	42,230,281			228,000,000	6,437,500	65,976,219
	県耐震化事業	1,773,000,000	1,570,000,000					1,570,000,000	
	道路受託事業費	389,000,000	389,000,000					389,000,000	
	のと里山海道景観対策費	30,000,000	13,000,000				11,000,000		2,000,000
	県単道路特別整備費	28,200,000	14,684,320	1,468,432			10,000,000		3,215,888
	道路環境改善整備事業費	396,600,000	275,354,684	163,000,000			86,000,000		26,354,684
	県単交通安全施設費	17,800,000	8,030,251				6,000,000		2,030,251
	災害に強い道路整備事業費	14,000,000	13,860,000				11,000,000		2,860,000
3	河川海岸費	6,594,481,000	4,298,953,952	9,348,582,154,489,826	2,043,000,000	92,241,450			999,874,094
	広域河川改修費	3,440,780,000	1,785,451,000			446,361,280	813,000,000		526,089,720
	河川環境整備費	25,000,000	20,000,000			9,666,260	9,000,000		1,333,740
	情報基盤緊急整備事業費	5,700,000							

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 定 財 源	左の財源の内訳				一般財源
						未 収 入	定 財 源		其 他	
							国 支 出 金	特 定 財 源		
		都市基盤河川改修費	40,000,000	20,619,000			20,000,000			619,000
		河川改良受託事業費	25,000,000	21,000,000				21,000,000		
		堰堤改良費	237,000,000	179,650,000		371,762	42,416,288	59,000,000	71,241,450	6,620,500
		緊急県単河川防災費	133,000,000	92,330,000				92,000,000		330,000
		通常砂防事業費	1,297,255,000	1,168,342,939			293,005,275	533,000,000		342,337,664
		地すべり対策事業費	191,009,000	135,924,240			67,750,620	64,000,000		4,173,620
		急傾斜地崩壊 対策事業費	458,094,000	301,074,373		8,976,820	68,777,863	127,000,000		96,319,690
		災害関連緊急 砂防事業費	123,843,000	114,606,000			76,404,000	34,000,000		4,202,000
		県単急傾斜地崩壊 対策事業費	89,000,000	83,997,560				83,000,000		997,560
		緊急土砂災害対策費	92,000,000	75,448,840				75,000,000		448,840
		海岸侵食対策費	306,800,000	217,700,000			108,789,040	95,000,000		13,910,960
		千里浜再生 プロジェクト推進費	130,000,000	82,810,000			41,319,200	39,000,000		2,490,800
	4 港湾費		196,178,000	167,490,600			36,973,200	74,000,000	32,287,640	24,229,760
		港湾修繕費	10,468,000	10,468,000					2,617,000	7,851,000

	金沢港埋立地整備事業費	48,808,000	26,281,000			16,000,000		10,281,000
	金沢港大水深岸壁整備促進費	31,370,000	29,260,000			13,000,000	6,244,000	1,988,000
	港湾改修費	10,225,000	10,200,000			3,000,000	3,060,000	60,000
	港湾補修費	28,563,000	24,537,600			11,000,000	3,680,640	1,677,760
	港湾環境整備費	66,744,000	66,744,000			31,000,000	16,686,000	2,372,000
5 都市計画費		2,418,851,000	1,875,023,567	105,021,483	528,922,045	472,000,000	50,010,162	719,069,877
	土地区画整理事業費	136,400,000	85,113,718		49,988,231		16,662,744	18,462,743
	街路事業費	1,772,429,000	1,487,271,003	101,297,383	391,965,994	319,000,000	27,159,278	647,848,348
	県単街路事業費	59,422,000	40,448,960	3,724,100		23,000,000	6,188,140	7,536,720
	兼六園下交差点周辺整備事業費	47,500,000	30,785,360			23,000,000		7,785,360
	犀川緑地整備費	11,000,000	6,847,200		3,423,600	3,000,000		423,600
	本多の森公園整備費	36,000,000	31,772,000		15,661,000	14,000,000		2,111,000
	能登歴史公園整備費	44,800,000	7,749,620		3,024,810	4,000,000		724,810
	白山ろくろパーク整備費	14,000,000						
	金沢城公園整備費	65,900,000	48,200,000		17,350,000	25,000,000		5,850,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源				一般財源	
					既 定 財 源	未 収 入	内 財 源			一 般 財 源
							国 支 出 金	地 方 債		
		公園施設安全安心 対策	188,050,000	95,016,820	47,508,410	43,000,000		4,508,410		
		県単公園事業費	43,350,000	41,818,886		18,000,000		23,818,886		
	6	建築住宅費	25,730,000	22,241,200	7,959,000	13,000,000		1,282,200		
		県営住宅改善事業費	25,730,000	22,241,200	7,959,000	13,000,000		1,282,200		
11	教育費		168,366,000	168,365,720		124,000,000	30,500,000	13,865,720		
	1	教育総務費	27,500,000	27,500,000			27,500,000			
		未来の職業人プロジ ェクト事業費	8,000,000	8,000,000			8,000,000			
		地方創生事業費	19,500,000	19,500,000			19,500,000			
	3	高等学校費	137,866,000	137,865,720		124,000,000		13,865,720		
		金沢桜丘高等学 校整備費	137,866,000	137,865,720		124,000,000		13,865,720		
	5	社会教育費	3,000,000	3,000,000			3,000,000			
		いしかわ歴史遺産 推進事業費	3,000,000	3,000,000			3,000,000			
12	災害復旧費		561,481,000	398,735,214	306,218,658	90,000,000		2,516,556		
	1	農林水産業 施設災害 復旧費	247,482,000	144,839,214	143,160,214	1,000,000		679,000		

	26年発生団体 災害復旧費	170,000,000	78,871,214		78,871,214			
	26年発生地すべり 災害復旧費	4,212,000	4,212,000		2,808,000	1,000,000		404,000
	26年発生林道 災害復旧費	73,270,000	61,756,000		61,481,000			275,000
2	土木施設 災害復旧費	313,999,000	253,896,000		163,058,444	89,000,000		1,837,556
	25年発生土木施設 災害復旧費	25,000,000	23,500,000		15,474,129	7,000,000		1,025,871
	26年発生土木施設 災害復旧費	260,000,000	202,030,000		130,554,315	71,000,000		475,685
	26年発生港湾 災害復旧費	26,099,000	26,098,000		17,030,000	9,000,000		68,000
	26年発生単土木 災害復旧費	2,900,000	2,268,000			2,000,000		268,000
合	計	30,288,055,000	25,760,410,207	1,757,444,233	8,313,782,948	7,310,000,000	4,379,655,873	3,999,527,153

報告第10号

平成26年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、平成26年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			明 説
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8 農 水 産 業 費	4 林 業 費	森林整備・林業 活性化事業費	1,982,096,836	1,822,125,484	159,971,352	159,971,352	159,971,352	159,971,352			
			550,600,000	529,994,800	20,605,200	20,605,200	19,302,600	1,302,600			豪雨により工事の施工に不測の日数を要したため
9 土 木 費	2 道 橋 り よ う 路 費	橋りょう補修費	550,600,000	529,994,800	20,605,200	20,605,200	20,605,200	19,302,600	1,302,600		
			550,600,000	529,994,800	20,605,200	20,605,200	19,302,600	1,302,600			豪雨により工事の施工に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の 内訳		支出負担 為額	支出負担 為額	翌年 繰越額	左の 財源内訳			明 説
				支出済額	支 未 済 額				既 収 入 源	未 収 入 源	一般財源	
12 災害復旧費	1	農林水産 施設災害 復旧費	185,502,000	166,855,000	18,647,000	185,502,000	18,647,000	18,647,000	18,647,000			
			185,502,000	166,855,000	18,647,000	185,502,000	18,647,000	18,647,000	18,647,000	18,647,000		
		25年発生 災害復旧費	185,502,000	166,855,000	18,647,000	185,502,000	18,647,000	18,647,000	18,647,000			工事現場に災害が発生し、工事の施工に不測の日数を要したため
合		計	2,718,198,8362	518,975,284	199,223,552	2,718,198,8362	199,223,552	199,223,552	159,971,352	37,949,600	1,302,600	

報告第11号

平成26年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度石川県流域下水道特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県流域下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 収入 財源	左の財源内訳			一般会計 から繰入
						未 収 入 財源	財源		
							国 支 出 金	特 定 地 方 債	
1 流域下水道 事業費	1 建設費		261,292,000	261,288,890		167,125,869	47,000,000	46,753,627	409,394
		梯 建	38,092,000	38,090,566			8,000,000	7,544,233	
		大 聖 寺 川 建	65,000,000	65,000,000			11,000,000	10,800,000	
		犀 川 建	158,200,000	158,198,324		101,379,536	28,000,000	28,409,394	409,394
		計	261,292,000	261,288,890		167,125,869	47,000,000	46,753,627	409,394

報告第12号

平成26年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源の内訳				一般会計 から繰入	
					既 特定財 源	未 収 入金	財源			其 他
							国 支 出 金	地 方 債		
1 公営競馬費			45,000,000	44,999,280	44,999,280					
	1 公営競馬費		45,000,000	44,999,280	44,999,280					
		施設整備費		45,000,000	44,999,280	44,999,280				
合		計	45,000,000	44,999,280	44,999,280					

報告第13号

平成26年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成26年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	既 特定 財 源	左 の 財 源			内 財 源 記 録	一般会計 から繰入
						未 収 入 金	特 定 地 方 債	そ の 他		
1 港湾 整備 費			186,000,000	146,000,000		146,000,000				
	2 整備 費		186,000,000	146,000,000		146,000,000				
		整 備 費	186,000,000	146,000,000		146,000,000				
		合 計	186,000,000	146,000,000		146,000,000				

報告第14号

平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

平成27年6月9日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

平成26年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな即資産の 購入限度額 円	説 明
						企業債	損留保 勘定 資金 円			
1 資本的 支出			9,987,165,000	8,431,145,989	1,555,477,120	1,555,000,000	477,120	541,891		
	1 建設 改良費		4,906,594,000	3,350,575,193	1,555,477,120	1,555,000,000	477,120	541,687		
		送水施設建設 改良事業費	4,040,000,000	2,484,522,880	1,555,477,120	1,555,000,000	477,120			関係機関との調整に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額 円	支払義務 発生額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳		不 用 額 円	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたなな制資産の 購入限度額 円	説 明
						受託工 事 収 入 円	損益 留 保 資 金 円			
1	水道用 水供給 事業用 費		5,555,113,000	5,447,392,475	62,721,680	14,522,880	48,198,800	44,998,845		
			5,162,400,000	5,066,944,222	62,721,680	14,522,880	48,198,800	32,734,098		
		原水費、浄水 費及び送水費	4,968,231,000	4,889,748,853	48,198,800		48,198,800	30,283,347		関係機関との調整に不測の日数を要したため
	1	営費	14,700,000	177,120	14,522,880	14,522,880				関係機関との調整に不測の日数を要したため